

は開けてくるんじゃないかと個人的には思うわけです。

ぜひ、財務大臣、責任の所在、これを、時間稼ぎをせず、先送りをせず、明確に、本当に、審議をしている中でしっかりとお示しいただけることを最後にお願いをして、最後、私が述べたことに

対して所感を一言述べていただいて質疑を終わらたいと思いますが、いかがですか。

○小里委員長 麻生大臣、簡潔にお願いします。

○麻生国務大臣 御意見として拝聴させていただきます。

○柚木委員 以上で終わります。ありがとうございました。

○小里委員長 次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員 立憲民主党・市民クラブの尾辻かな子です。

きょう、初めて財務金融委員会で質問をさせていただきます。

しかしながら、最初の質問がこのような、次官によるセクハラ発言に伴う審議ということは、非常に残念で遺憾に思っています。

今、柚木委員とのやりとりを聞いておりました。感想を申し上げますと、裁判とセクハラをし

た当事者の被害を防止する観点での調査、ここはスキームが違うと私は思っています。ですが、今おっしゃっていただいている、デュープロ

セス大事にするということ、何か私は、これは裁判がされているのかなと。

それで、どうも、被害者の方をしっかりと守るんだ、若しくは、今回このような形で週刊誌に二週連続でこういう発言が載っているとか、こういったことで、日常的にこういう発言をする人といったような報道もされています。こういう騒動になつてていること、それに対して、余り反省といつた言葉が聞かれないような気がいたします。

○麻生国務大臣 これは尾辻先生、被害者というままで、麻生大臣、この辺はいかがでしょうか。

○麻生国務大臣 お答え申し上げます。

木委員との答弁の中で、ちょっと確認させていたいことがありますので、それをまず確認をさせ

ていただきたいと思います。

まず、麻生大臣、この辺はいかがでしょうか。その女性記者ですかね、そういった方々に対する配慮が足りないんじゃないかという御意見で

すか、今の話は。

私どもとしては、被害者に対して配慮すべきこと

いのは、これは当然の話なんだと思つておりますので、私どももそれは十分に意識をいたしておりま

すので、私どももそれは十分に意識をいたしてお

ります。福田次官のことは、余り自分として

はそういう意図はないし、相手に対しても、した

う意識がかなり違つておるもので、した

がいまして、私どもとしては、なら、きちっとし

た形をということで、私ども、セクハラ行為があ

つたという認定をするためには、もうこの種の

話はお詳しいんだと思いますが、そういうふたこと

をするためには、少なくとも、どのような場で、

どのような相手に対して、どのような会話の流れ

の中だと、相手側の会話が全然入つてきていませ

んから、したがいまして、どのような流れの中で

発言をしたのかという事実関係をきつちり押さえ

る必要があるんだと思っております。

ただ、よく言われるよう、本人の方が名乗り

出るのはなかなか難しいとよく言われる話、これ

では、この調査なんですかね、どのような

とか言うと答弁が長くなってしまうのであれなん

ですけれども、今現状、各マスコミは調査の協力

を拒否するというふうに新聞などでは言つておら

れますけれども、拒否したときは調査できないか

と思うんですが、いかがでしょう。

○矢野政府参考人 私どもは、先週の報道がござ

いましたから、人事院の方からも御指示、御指示

といいますか、御示唆をいたして、調査にき

して、御自身の名前は伏せる、匿名で結構、そ

いつたようなことはきちんとやられていただく状

況をつくりたいと思って、いろいろな対応を、人

事院のやり方以上にいろいろ踏み込ませてやらせて

いただいているんだと思っております。

ます。福田次官だと言われる音声、これを、先ほどは官房長の方が、前提として調査を進めるということなんですが、これはもう福田次官の音声だとお認めになつたということかどうか、イエスかノーでお答えください。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

これは本人が提訴すると言つておりますので、その点との絡みがござりますので、ちょっとはば

かられますけれども、ただ、私ども役所でやる調

査、人事院規則のつとつてやらなければいけない調査をする上では声色がわからないからとか

いつた入り口でとまつているということは許され

ないと思いましたので、それに付いてはもうそ

うであるという前提で調査に突き進むということを

申し上げております。

そう思つていただいて結構です。

○尾辻委員 そういうふた定でやるということ

で、どうも断定ではないということで調査

は進められるということだと思います。

では、この調査なんですかね、どのような

とか言うと答弁が長くなってしまうのであれなん

ですけれども、今現状、各マスコミは調査の協力

を拒否するというふうに新聞などでは言つておら

れますけれども、拒否したときは調査できないか

と思うんですが、いかがでしょう。

○矢野政府参考人 私どもは、先週の報道がござ

いましたから、人事院の方からも御指示、御指示

といいますか、御示唆をいたして、調査にき

して、御自身の名前は伏せる、匿名で結構、そ

いつたようなことはきちんとやられていただく状

況をつくりたいと思って、いろいろな対応を、人

事院のやり方以上にいろいろ踏み込ませてやらせて

いただいているんだと思っております。

○尾辻委員 調査の手法についてとかこれから聞

いたてはおりますけれども、その前提で調査をしつかりやつていくということだと思つております。

○尾辻委員 ちょっと答弁がずれているかと思うんですけれども。

被害者とされる方が、この調査をするといつて

も、もう出てこれない状況になつてしまつて

いるのかということに対しても、お答えください。

○矢野政府参考人 記者の方々がどういう反応を

されるかということは、我々、いろいろな反応が

あります。

あり得ると思います。

あり得ると思つたけれども、それもこれも含

めまして、あらかじめ人事院の規則のつとつた

調査をしなきゃいけないものですから、しないと

いうわけにいきませんので、それを最も細心の、

ディレクターな部分についての注意を払つて進める

という前提で我々やらせていただいているつもり

です。また途中でとまるとかつまらないことを言

わずに、前提で突き進むということをやらせて

いただいているつもりです。

手を挙げてこれらることを拒むということを言

うわけにいきませんので、それを最も細心の、

ディレクターな部分についての注意を払つて進める

という前提で我々やらせていただいているつもり

です。また途中でとまるとかつまらないことを言

わずに、前提で突き進むということをやらせて

いただいているつもりです。

手を挙げてこれらることを拒むということを言

うわけにいきませんので、それを最も細心の、

ディレクターな部分についての注意を払つて進める

という前提で我々やらせていただいているつもり

です。また途中でとまるとかつまらないことを言

るといったものではなくて、協力をお願いします。という形で、先ほどお尋ねの答弁しましたけれども、いろいろな形の、付添いの方とかなんとかそういうのをあれして、調査を進めさせていただこうとしております。

○尾辻委員 先ほどから、調査に関するいろいろ配慮するということは聞いておるんですけども、でも、本人が出てこなければどうにもなりませんし、なおかつ、その後、調査が中止だということを百歩譲つて認めたとしても、特落ちをさせられるかもしれない。自分自身の記者生命が終わるかもしれない、こういったところを本当に担保できるのかどうか。今、結構、匿名ではなくて、特定されつつあるんですね。そういう被害者が特定されつつある中で、それが本当に有効性があるのかどうかということは疑問があるということ。

あと、先ほどの柚木委員とのいろいろなやりとりの中で、どのような調査があるのか示唆をいただきたいたいということなので、ちょっと私の方から提案させていただきたいんですが。

例えば、マスコミ各社に対して匿名でアンケートをとる、こういうことをして、事務次官からのセクハラ発言を聞いたことがあるかどうかということについて、女性記者に限定をするのではないか、この財務金融のところだけではなくて、そして、この財務金融のところだけではなく、そこで、この財務金融のところだけではなく、各社に匿名アンケートを寄せていてただくということはいかがかということが一つ。

そしてもう一つは、週刊誌報道とかでは、日常的にそういう発言をされる人だとおっしゃっておられますから、省内でそういうことを見聞きした人はいないのかということについても、これはぜひ調査していただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。セクハラに関しては、調査をしないと実態がわからぬといふ、もうこれは人事院の御指図でござりますので、私ども細心の注意を払つて調査をしようとしているわけでございます。

ほかの記述があるからという話は全く別の話でございますけれども、省内につきましては、先ほどからも話が出ておりますように、セクハラ担当官というものが各省に置かれています。我々も複数人おります。そういうものが常にアンテナを張つて、嫌な思いをしたということがあれば、匿名であれ何であれ言つていただくという仕組みにもうなつておりますので、それがワークすると存じます。

○尾辻委員 いえいえ、それがうまいこといつてないから、今週刊誌にこういう発言が載つているんじゃないんですか。

じゃ、匿名アンケートもしないし省内アンケートもしないということになりますけれども、それではよろしいですか。もうイエスかノーで答えてください、時間がないので。

○矢野政府参考人 まずは、この御指摘をいただいています件についての調査をきちんとしなければいけないと思います。それが人事院の御指示でもござりますので。

○尾辻委員 私は、もうちょっと被害者保護と、そして、事実認定をほかの方法があるということをとる、こういうことをして、事務次官からのセクハラ発言を聞いたことがあるかどうかということが、女性記者に限定をするのではないか、この財務金融のところだけではなくて、その中で、どのような調査があるのか示唆をいただきたいたいということなので、ちょっと私の方から提案させていただきたいんですが。

本論へ行きたいんですけども、麻生大臣、お聞かせいただきたいんですけども、麻生大臣はよく人事のことを適材適所とおっしゃつております。このように週刊誌に二度も取り上げられていたりされる事務次官、こういう事務次官の任命責任、大臣にはないのかということについてお聞かせください。

○麻生国務大臣 横山知事の話を、現場の被害を受けた、あれはたしかウグイス嬢の話でしたね、私の記憶ですけれども。そのウグイス嬢の話等々が当時出ていましたので、私もちょっと正確な記憶じ亞りません、あれは選舉の街宣車の中の話でしたね、たしか。ちょっとふざけた話だと思つた記憶が、あのときへえと思つたんですけども。

少なくともあの種の話で、横山という知事がそ

んなに優秀だった知事だったかという評価は私にはないんですけども。少なくとも、そういった話をすればそれはアウトですよ。私はそれは前か

ら申し上げております。

だから、私どもが今言つているのは、事実かど

うかということをきつちり認定させていただきました

いという話なのであつて、優秀であつても、その

種の話が起きたらアウトだという先生の御指摘は

そのとおりだと思います。

○尾辻委員 私は、もうそろそろこれは任命責任

きちんと仕事をこなしているというように評価をいたしております。

○尾辻委員 大臣、セクハラに対する認識がそれは違うと思うんですよ。どれだけ実績があつたとしても、まあ、今、事実認定がないという話がありますけれども、これだけ週刊誌にも載つて騒がせている。

私が、大阪なんですけれども、大阪では、実は横山ノック知事という方がいらっしゃいました。この知事が、選舉中に、選舉カーに乗つていた女性スタッフにセクシーシュアルハラスメントをしたということで、結局、知事をおやめになりました。この申上げたいことは、どれだけ地位があつてよいという理由にはならないということを申し上げたいということです。

ですから、私自身は、もうそろそろ任命責任と

いうものを大臣が考えるべきだと思ひますけれども、もう一度お聞かせください。

○矢野政府参考人 先ほど、日常的ななされて

云々という記事に関連して、別の話についての広い調査をという御指摘だつたと存じましたので、私は、まあ、そこまで手広くやるという話な

か、それ以前に、まず、この問題とされている案

件について、人事院からの御指摘も踏まえて調査

を、まずそれをやらなきやいけないということだ

と思つています。

その調査において、第三者からの情報が非常に

有効なものであるとすれば、当然それは受けさせ

ていただかなければなりません。

○尾辻委員 第三者調査をすることです

か。イエスかノーで答えてください。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

第三者的から有効な情報があれば、弁護士事務所において当然それはお受けするという意味です。

○尾辻委員 ということは、財務省としては、第三者の調査もしない、人事院規則にあるのにど

があるというふうに思います。これ以上、長引けば長引くほど、財務省が傷つきますし、大臣が傷つくと言わざるを得ない状況になつています。

これを見ている今、多くの女性たちは、どう

見えますね。ですので、これは、非常に財務省に

とつてもよくないことではないかということを申

し上げておきたいと思います。

どちらも話を出でますように見え

ます。

ここまでの発言があつても、いまだに、外か

れを見ている今、多くの女性たちは、どう

見えますね。ですので、これは、非常に財務省に

とつてもよくないことではないかということを申

し上げておきたいと思います。

どちらも話を出でます。

第三者的から有効な情報があれば、弁護士事務

所において当然それはお受けするという意味で

す。

うふうに私は受けとめます。
ちょっとと次に行きます。

大臣が、最初、被害者本人から相談がないと調査は始められないというふうにおつしやっていたりしたんですけども、もうこれは、今調査を始めるということですから、これはもう変わったということでおいのでしようか。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。
第三者からの情報だけで完結できるとは思つております。御本人のお話を聞かせていただかないと実態把握というのはできないんだと思います。

○尾辻委員 何度も申し上げます。
セクハラというのは、権力関係が圧倒的に差があるわけですね。それを、被害者が名乗り出なければ調査ができないと言つこと自身が二次被害を広げているという認識が、やはりお持ちではない。私、このことが非常に残念なりません。

ですから、本人が名乗り出なくてできる調査をなぜしないのかと聞いていたるのに、それに関しても全く違う答えで、本人が名乗り出ないとダメだ

という答えしか返つてこない、非常に残念だといふことを申し上げておきたいと思います。

あと、大臣も、この被害者保護といふところで、閣議後のぶら下がりで、こちら側の言わ

れている人の立場も考えないと、福田の人権はなつてわけですかという発言をされております。

人事院規則の指針には「被害者を含む当事者に

とつて適切かつ効果的な対応は何か」という視点を常に持つこと。」というふうにあるんですけども、こういった被害者保護の視点が欠けている発言だというふうに私は思つんですけども、いかがでしよう。（麻生国務大臣「何が欠けている」と呼ぶ）

福田の人権はなしということですかというふうに言われたかと思います。これは、加害者的人権の方が被害者的人権より大事なんだ、それか同等であるというふうに聞こえますので、被害者を含

む当事者にとって、本当に、被害者の視点、被害者保護の視点があるのかどうか、お聞かせください。

○麻生国務大臣 これは尾辻先生、そういうようによられたのかもしれません、本人のことに関することは、セクハラ事件において被害者に配慮しましては、セクハラ事件において被害者に配慮する、これはもうずっと申し上げてあります。

しましては、セクハラ事件において被害者に配慮する、これはもうずっと申し上げてありますので、そのときだけ欠けていたのかもしれませんけれども、基本的に私は十分に認識をいたしました。

お手元に、皆さんの資料にお配りしました。精

くとも、人事院規則にのつとつてやるというのであれば、役所的には問題ないわけですよ、人事院

の言われたとおりにやつておるわですか。

しかし、それではなかなか難しいだろうという

ことで、第三者ということで弁護士に依頼をさせ

ていただきたいというのは、間違いなく被害者のこ

とも十分に配慮したからさせていただいておるの

であります。自分で何か週刊誌で書いておられるわけ

は。自分で何か週刊誌で書いておられるわけ

は。自分で何か週刊誌で書いておられるわけ

は。

ただ、いざれにいたしましても、そういつた状況もあり得るというお話ですから、そういうふうに話をなさないといふことは、私も、匿名で、何でも、同伴があつても結構ですよという形を申し上げてい

ます。心理的負荷の評価に当たつて、被害者保護のためどういうことを留意すべきかということがここに書いてあるわけであります。済みません、(四)のアから工のところだけ、厚労省、きょう来

りますよね、来ていただいていますか、厚労省の方に、このアから工のところを読んでいただけますか。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま議員御指摘の、資料七ページの(二)の調査に当たつての留意事項に記載されている概要について申し上げます。

調査に当たつての留意事項といたしましては、まず、アにございますように、効率的な調査の実施ということで、できる限り調査の迅速化、被害

者の負担軽減等を図るように努めること。

それから、イとして、関係者からの聴取といふことで、被害者、行為者等のプライバシー保護に

関すること、聴取時間、聴取側の人数、担当者の性別に関するなどと定めているものでござります。

○尾辻委員 一言で申し上げると、十分ではあり

ません。

そして、何度も申し上げているように、顧問弁護士のところに依頼するということ自身が、幾ら

公平性、公平性といつても、公平性を担保できて

いませんし、その後、被害者、そして被害者の会

社が、財務省から嫌がらせを受けるか受けないわけですから、ここも無理だということは申します。

○井上政府参考人 はい、失礼いたしました。

六ページのアから工でございますが、被害者

からのセクシユアルハラスメントの被害をで

きるだけ軽くしたいとの心理などから、やむを得ず行為者に迎合するようなメール等を送

ることや、行為者の誘いを受け入れることがある。このため、これらの事実から被害者の同意があつたと安易に判断すべきではないこと。

イ 被害者は、被害を受けてからすぐに相談行動をとらないことが多いが、この事実から單純に心理的負荷が弱いと判断すべきではないこと。

ウ 被害者は、医療機関でもセクシユアルハラスメントを受けたということをすぐに話せないことが多いが、初診時にセクシユアルハラスメントの事実を申し立てていないことのみをもつて心理的負荷が弱いと判断すべきではないこと。

エ 行為者が上司であり被害者が部下である場合、行為者が正規職員であり被害者が非正規労働者である場合等、行為者が雇用関係上被害者に対して優越的な立場にある事実は心理的負荷を強める要素となりうること。

オ 尾辻委員 ありがとうございます。

セクハラをする人とされる人では全然違うんだということ、そして、本人が強く断らなければそれを本人は嫌がつていいのかといえば、そうでないんだというようなことがここに書かれているわけです。こういう認識に本当に立てているのかということ。

そして、次をおめぐりいただいて、七ページ、隣になります。

七ページの一番上、「セクシユアルハラスメント行為の詳細は、被害者が他人に知られたくない

場合が大半である」ということが書かれております。そして、ちょっともう私が読みますね。七ページ目の(二)のイの二つ目のところ、関係者からの聴取というところがあります。先ほど読んでいたいたところですけれども、もちろん、被害者、行為者等のプライバシー保護に関することというのは当然です。

その後、聴取の順番というところ。「聴取の順序については、事実を的確に把握するため、原則として、最初に被害者からの聴取を行い、その後の供述の内容を基本として、他の関係者からの聴取を行なうこと」これがセクハラに対する聴取の原則なんですね。皆さんも苦労されているのは、今、このセクハラに、被害者の方が申し出でていないことから、申し出でていないからといって、先ほどペーパーは、「一方的に、加害と思われるであろう福田次官の言い分を先に流しているんです。これはどう見ても、先ほど一番最初にも言いましたけれども、これは裁判じゃないんですよ。これはセクハラの被害者を保護する調査をしなければいけない、だつたら、最初に加害者の言うことを日本全国にばらまく、そして、この順序を完全にすつ飛びしている。私は、これはやはりやり方が間違っているというふうに思うんですね。

そして、もう一つ行きましたよ。八ページ目を見てください。八ページ目のウのところに、済みません、もう私が読みます、当事者にしか事実関係が明らかでない場合の調査というのがあります。

セクシユアルハラスメント事案は、その事実関係を当事者のみが知る場合も少なくなく、さらに事実関係を客観的に示す証拠がない等の事情により、行為者や一部の関係者がセクシュアルハラスメントの事実を否認するものも多くみられる。事実関係が客観的に明らかでなく、当事者の主張に大きな相違がある事案の事実関係の把握は非常に困難を伴うものとなる。

このよう配慮が、今の調査にできているのかといふところで見ると、これは私、全然できないないと思うんです。

ですから、スキームを見直していただきたいんです。この調査方法ではダメです。絶対ダメです。ですから、まずこの調査方法を見直していただきたいと思うんですけども、大臣、いかがでしょうか。

○矢野政府参考人 様お答え申し上げます。

今ある御指摘がございました点に即してだけ申しますけれども、今、被害を受けたとされる方につきましては、不快感を強く抱いて、なおかつ、それを誌面上で、かぎ括弧つきで、みずから言葉として不快感を表明しておられます。そして、それが、被害者といいますか、被害を受けたとされる方の話が先行して表に出ているわけです。それが一つ。

それからもう一つは、私どもの調査において、もちろん調査しろと言わせて調査に至つてはいるけれども、その中で、次官の話を後ろに一枚半載せておりますけれども、これが疑似インタビューのような、疑似会見のような形になつています。もちろんそれは、記者さんでもなく国会でもなぜ載せているか。

その前段に、まず被害を受けたとされる方の公表がとうとう述べられているからというのがまず一つあるのと、それから、次官の言い分と言つたらなんですけれども、自分がどう加害したといふ認識があるかないか、それが先ほどどの場所、流

れ、状況というのがあってのことですので、その本人の抱いている、ちょっと違うという意識を、端緒を書かないことは、何でここできつと頭下げて処分を受けないんだ、ということは、およそ誰も理解できないと思ったので、これを載せておるんです。我々も、これを載せるのがいいかどうかということも考えましたよ。

○尾辻委員 調査を変えないということはわかりました。

先ほど申し上げたように、次官のあれば非常に不適切であり、撤回を求めていたいと思います。

最後に一言言わせてください。

セクシユアルハラスメントはあなたの義務ですという厚労省のこのところには、八に再発防止の実施というのがあります。再発防止は、ここはボイントなんですけれども、あなたの職場におけるセクシユアルハラスメントが生じた事実が確認できなかつた場合においても同様の措置を講ずること。つまり、ここでは別に求めていないんですね、事実かどうか。

ですから、再発防止ということについてどういふふうに思われているのか、最後に大臣にお聞きしたいと思います。

○小里委員長 次に、川内博史君。

○川内委員 川内でございます。

この財務金融委員会でこのような質問をしなければならないと、いうのは大変残念なことだなと思います。ふうに思いながら、事実の確認をさせていただきたく、この音源データは次官の声があらわされていますが、官房長から、音源データの男性の声は次官の声答弁されて、尾辻委員から、同僚から、次官の声と、つまり、ここでは別に求めていないんですね、事実かどうか。

官房長から、音源データの男性の声は次官の声答弁されて、尾辻委員から、同僚から、次官の声と、つまり、ここでは別に求めていないんですね、事実かどうか。

○麻生国務大臣 このセクシユアルハラスメントという話は、先ほど冒頭にどなたかの御質問にありましたけれども、少なくとも、随分時代とともに変わってきたなという意識はありますので、私もまた、少なからず、外的になつてきたな、海外的は表現がいかがですか、欧米的になつてきたかなということが正しいのかな、そういう感じが正直なところはしますけれども。

あの音声データは福田次官の声であるということはまだ財務省さんから正式に御答弁がないわけですが、改めて確認をさせていただきたいと思います。公表されている音源データにある男性の声は福田次官の声ですか、声でしようか。

○矢野政府参考人 様お答え申し上げます。

恐れながら、本人が不確かであるというふうに申しておりますので、ここで本人にかわって、いやや、これはおまえの声だということを言いたいという点も正直に言つてあります。

ただ、そんなことを言つていては調査になりませんので、もうそれが本人の声であるという前提で調査に突き進んでいくことのございます。お許しをいただきたいと思います。

○川内委員 財務省さんは、本件に関して、事実を確定していくことが必要だと。だから、もしもしたら、この疑われている事案そのものが、何か、被害と加害が確定している状況ではないのだ

発です。

あと、言いますけれども、この調査はやはり不適切です。そして、文書の出し方も不適切です。

被害者の供述のほか、当時の日記、メモ等を収集し、それらの資料に基づき関連する出来事を時系列に整理すること

行為者及び被害者の主張を否定する関係者の聴取では、必要に応じ、具体的な情報を示しつつ、整合しない点の説明を求めながら聴取を行なうこと

○尾辻委員 調査を変えないということはわかりました。

先ほど申し上げたように、次官のあれば非常に不適切であり、撤回を求めていたいと思います。

最後に一言言わせてください。

セクシユアルハラスメントはあなたの義務ですという厚労省のこのところには、八に再発防止の実施というのがあります。再発防止は、ここはボイントなんですけれども、あなたの職場におけるセクシユアルハラスメントが生じた事実が確認できなかつた場合においても同様の措置を講ずること。つまり、ここでは別に求めていないんですね、事実かどうか。

官房長から、音源データの男性の声は次官の声答弁されて、尾辻委員から、同僚から、次官の声と、つまり、ここでは別に求めていないんですね、事実かどうか。

○小里委員長 次に、川内博史君。

○川内委員 川内でございます。

この財務金融委員会でこのような質問をしなければならないと、いうのは大変残念なことだなと思います。ふうに思いながら、事実の確認をさせていただきたく、この音源データは次官の声があらわされていますが、官房長から、音源データの男性の声は次官の声答弁されて、尾辻委員から、同僚から、次官の声と、つまり、ここでは別に求めていないんですね、事実かどうか。

官房長から、音源データの男性の声は次官の声答弁されて、尾辻委員から、同僚から、次官の声と、つまり、ここでは別に求めていないんですね、事実かどうか。

○麻生国務大臣 このセクシユアルハラスメントという話は、先ほど冒頭にどなたかの御質問にありましたけれども、少なくとも、随分時代とともに変わってきたなという意識はありますので、私もまた、少なからず、外的になつてきたな、海外的は表現がいかがですか、欧米的になつてきたかなということが正しいのかな、そういう感じが正直なところはしますけれども。

あの音声データは福田次官の声であるというふうに申しておりますので、ここで本人にかわって、いやや、これはおまえの声だということを言いたいという点も正直に言つてあります。

ただ、そんなことを言つていては調査になりませんので、もうそれが本人の声であるという前提で調査に突き進んでいくことのございます。お許しをいただきたいと思います。

○川内委員 財務省さんは、本件に関して、事実を確定していくことが必要だと。だから、もしもしたら、この疑われている事案そのものが、何か、被害と加害が確定している状況ではないのだ